

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年5月15日 鏡石町農業委員会第10回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和6年 5月 8日 (水)
- 2 会 期 令和6年 5月15日 (水) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和6年 5月15日 (水) 午後1時30分
閉 会 令和6年 5月15日 (水) 午後2時24分

4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室

5 招集委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|------------|
| 2番 大河原 雄二君 | 4番 小貫 剛君 |
| 8番 込山 信雄君 | 10番 円谷 勝彦君 |

6 出席委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|------------|
| 2番 大河原 雄二君 | 4番 小貫 剛君 |
| 8番 込山 信雄君 | 10番 円谷 勝彦君 |

7 欠席委員

なし

8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|----------|----------|
| 主査 井口 朋洋 | 主事 小田 川翼 |
|----------|----------|

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第 5 号 現況確認証明申請について
- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 1 時 30 分

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第 10 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。本日、事務局長は公務が重なっておりますので、私、井口のほうで進行を務めさせていただきます。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長

皆さんこんにちは。13日の雨と14日から放水が始まりまして、皆さんも忙しい中この会議に出席いただきまして本当にありがとうございます。また、推進委員の方は現地確認など忙しい中、誠にご苦労様です。

今日は議案が5件、報告が1件という事で、皆様にご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、皆無であります。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。
「3番 鶴沼 雅子 委員」「4番 藤島 真理子 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、このことについて、次のとおり所有権移転の許可申請がありましたので、適否の決定を求めるものでございます。

番号1番 申請事由については譲渡人1名、譲受人3名で持ち分3分の1共有名義にしたいということで申請があったものになります。

続きまして、番号2番 申請があった土地につきまして、2筆でございます。単価が無償となります。譲渡人については規模縮小、譲受人については規模拡大の贈与による申請でございます。

設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 議案第1号について、説明が終わりました。
ここで地元委員より意見を求めます。

議長 10番 円谷推進委員

円谷推進委員 議案第1号 番号1 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、5月1日(水)、円谷会長職務代理者と実施しました。
譲受人と面会し、現況宅地ではありますが、登記上畑の当該地を持ち分3分の1ずつ共有名義で所有するための所有権移転であることを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、8番 込山推進委員

込山推進委員 議案第1号 番号2 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、4月30日(火)、白澤委員、稲田委員と実施しました。
譲受人より、譲受人から農地を譲り受け、贈与によって規模拡大をする申請内容であり、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、このことについて次のとおり農地転用の許可申請書の提出があったので、知事に送付する意見の決定を求めます。

番号1 合計4筆ありまして、申請面積1,348m²となっております。権利の種類につきましては所有権移転、申請事由につきましては太陽光発電となるものでございます。

該当事項とした判断理由は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地（オに規定するもの）第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地となっております。なお意見決定の理由については、申請に係る農地は第2種農地であり、太陽光発電設備の敷地として転用するもの。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の状況等を勘案して周辺農地の農業上の利用に支障が無いと認められるものとなっております。

議案第2号の説明は以上となります。

議長 議案第2号について説明が終わりました。
それでは地元委員より意見を求めます。

議長 8番 込山推進委員

込山推進委員 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査は4月30日（火）、白澤委員、稲田委員と実施しました。

事務局 譲受人及び譲渡人の代理人 円谷行政書士と面会し、太陽光発電のための農地転用について、説明を受けました。

現地は、棚田ではあるものの既存の太陽光パネルと当該転用地の間に農地があり、耕作が困難になるかと思われそうですが、周辺の耕作者により同意を得ていることを書面により確認ができましたので、営農に及ぼす影響はないと判断しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定しました。

議長 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、このことについて、次のとおり許可後の事業計画変更申請書の提出があったので、知事に送付する意見の決定を求めらるものでございます。

事務局

1番 変更の概要になりますが変更前は牧草（オーチャードグラス）を太陽光発電施設の下で作付けするという事でしたが、変更後につきましては牧草を作付けいたしまして、その下で牛の放牧約2～3頭を放牧したいということで申請があったものになります。太陽光パネルの周りにアニマルフェンス及び電気柵等を設置いたしまして、進入路、牛の水飲み場等を設け標識等を設けるといような中身になっております。

該当事項とした判断理由は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地となります。意見決定の理由としては、申請に係る農地を、営農型太陽光発電設備の敷地の用に供するために、仮設工作物設置部分のみ一時転用するため。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の状況等を勘案して周辺農地の農業上の利用に支障が無いと認められるものとなっております。

事務局からは以上となります。

議長

暫時、休議します。

（休議 13時51分）

（開議 13時57分）

議長

休議に引き続き会議を開きます。

議案第3号の説明が終わりました。

それでは地元委員の意見を求めます。

4番 藤島委員

藤島委員

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、4月30日（火）、菊地会長と実施しました。

変更申請の内容を確認し、柵の設置や近隣の農地所有者の了解を得ていることを踏まえ、周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議長

質疑・意見がないようですので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長

挙手全員でございますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、許可適当と決定しました。

議 長 次に議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて鏡石町から意見を求められたので、利用権設定を受ける者に係る資格の適否の意見を求める。

番号1 利用権の種類については賃借権です。貸し手から借り手へ、合計11筆を5年間設定するものです。

また、地番、面積、位置図については記載のとおりです。

事務局からは説明は以上となります。

議 長 暫時、休議します。

(休議 14時03分)

(開議 14時06分)

議 長 それでは休議前に引き続き会議を開きます。
議案第4号について、説明が終わりました。
ただ今から、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

議 長 次に議案第5号 現況確認証明申請について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号 現況確認証明申請について、このことについて、次のとおり申請があったので、非農地とすることの適否の決定を求めるものになります。

番号1について、堀米地区 4筆

こちらについては、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど山林化及び原野化しており、農地への復元は困難である。また、復元したとしても継続して営農される見込みはない。

番号2について、小栗山地区 1筆

農業に従事している方や後継者がおらず、また高齢化に伴い、営農していくことが困難であり、長年に渡り耕作されていなかった。また、ほ場も使いつらい場所で借り手も見つからず結果として荒廃農地と化した。

事務局

番号3について、東鹿島地区 1筆

親族から土地を譲り受けたものの既に荒廃農地と化しており、借り手もおらず、後継者もいないため、原野化が進んでいった。

番号4について、東鹿島地区 1筆

田んぼを所有していたことを相続人や親族も把握しておらず、荒れ果てていた。また、使い勝手の悪い場所であり、借り手や後継者もいないため、荒廃農地と化した。

番号5について、東鹿島地区 1筆

相続したものの高齢のため、営農していくことが困難であり、長年に渡り耕作されていなかった。また、ほ場も使いづらい場所で借り手も見つからず結果として荒廃農地と化した。

番号6について、豊田地区 5筆 になります。

農業に従事している方や後継者がおらず、また高齢化に伴い、営農していく事が困難であり、長年に渡り耕作されていなかった。また、ほ場も使いづらい場所で借り手も見つからず結果として荒廃農地と化したということで事務局では判断させていただいたところであります。

以上、説明を終わります。

議長

暫時、休議いたします。

(休議 14時14分)

(開議 14時15分)

議長

休議前に引き続き、会議を開きます。

議長

議案第5号について事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員より意見を求めます。

議長

4番 小貫推進委員

小貫
推進委員

議案第5号 番号1 現況確認証明申請についての現況確認は、4月30日(火)、私のほか、農業委員の藤島委員、面川委員、事務局 井口主査、小田川主事の5名で実施しました。

現地は、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど原野化、山林しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続いて、2番 大河原推進委員

大河原
推進委員

議案第5号 番号2 現況確認証明申請についての現況確認は、4月30日(火)、私のほか、農業委員の菊地会長、藤島委員、事務局 井口主査、小田川主事の5名で実施しました。

現地は、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど原野化、山林しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、8番 込山推進委員

込山推進委員 議案第5号 番号3から番号6 現況確認証明申請についての現況確認は、4月30日（火）、私のほか、農業委員の白澤委員、稲田委員、事務局井口主査、小田川主事の5名で実施しました。
現地は、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど原野化、山林しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第5号 現況確認証明申請について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、議案第5号 現況確認証明申請について、非農地と判断することに決定しました。

議 長 次に報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、このことについて、次のとおり農地転用届出があり、受理したので報告する。
番号1 こちらにつきましては、譲受人1名、譲渡人3名からの所有権移転をして、駐車場にするものでございます。
番号2 転用地につきましては2筆になります。所有権移転の目的は、宅地となっております。
詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりです。

報告第1号についての説明は以上となります。

議 長 報告第1号について、説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 御意見、御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第10回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 24 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 3番 印

署名委員 4番 印